

甲良町教育大綱

I 甲良町教育大綱の位置づけ

甲良町教育大綱（以下「大綱」という。）は「地方教育行政組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「第4次甲良町総合計画」（令和3年4月策定）をもとに定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

II 大綱の実施期間

大綱の実施期間は、特に定めず、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

III 甲良町がめざす教育

21世紀を生きる子どもたちが「知・徳・体」の調和のとれた心豊かでたくましい人間に育つよう「確かな学力」と「生きる力」を育むことをめざします。

- ①「いのち」や「人権」を大切に作る心の育成
- ②基礎学力の定着
- ③ICT教育の推進
- ④仲間づくり
- ⑤教職員の指導力向上

IV 5つの基本方針

1. 知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい、明日の甲良の担い手の育成をめざします。
2. 生涯を通じ、自ら学習して自己を高め、生きがいのある充実した人生が出来るような人づくりをめざします。
3. 自然や生命を大切にし、健康で明るく活力にみちた人づくりをめざします。
4. 人権を尊重し、連帯とふれあいのある学校・家庭・まちづくりをめざします。
5. 甲良の歴史と伝統を生かし、豊かな情操と創造性をはぐくむ文化のかおり高いまちづくりをめざします。

就学前教育の基本目標

入園したすべての乳幼児に適切な保育を保障するため、一人ひとりの育ちをしっかりと支援し、もっている力を十分引き出せるよう、安全で安心できる保育環境の整備や保育内容のさらなる充実に努めます。

子ども自らが、主体的に遊びを楽しみ、いろいろな発想ができる教材の開発に努めます。子どもが、楽しく主体的に関わる体験活動を仕組みます。また、学習環境を整

備し、子どもたちの学習習慣の定着の基礎づくりを行います。

また、本町の教育の主軸である人権教育を推進するため、家庭・地域・関係機関と積極的に連携し、互いの人権を尊重し、いじめや差別を許さない人格形成や人間関係の構築に努めるとともに、家庭・地域・関係機関の連携に加え、公認心理士およびSSW等を配置することで、系統的かつ総合的な家庭支援・子育て支援を展開します。

学校教育の基本目標

家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割分担を明確にするとともに、「三位一体」での教育を基本理念とし、「人格の完成」という究極の目標をめざし、21世紀を生きる子どもたちに“知・徳・体”の調和のとれた豊かでたくましい心を育て、“生きる力”を育む、総合的な教育を展開します。

学校では自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる資質や能力を身に付けるとともに、「いのち」、「人権」の大切さについて体験を交えて指導し、すべての生命を慈しむ心を育て、一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の充実とたくましく生きる力を養います。

また、教職員の授業力の向上を図り、一人1台端末を有効活用し、子どもたちの学習への興味関心を高め、課題解決能力を養い、学力向上を目指します。ICT教育の推進により、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、可能な取組を計画・実施しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現します。また、学習環境を整備し、子どもたちの学習習慣の定着を図ります。

なお、保護者との意見交換や地域教育力、さらに、就学前教育と同様に公認心理士およびSSW等を活用し、さまざまな地域活動との交流を活発化することなどにより、家庭や地域社会とともに考える総合的な学校運営を推進します。

社会教育の基本目標

環境問題、人権問題や高齢化、国際化社会への対応、多様化、高度化する住民の学習要望に対応した社会教育事業を展開し、生涯学習機会の充実を図ります。

特に、家庭・学校・地域社会が一体となって、子どもたちの教育に取り組むとともに、私たちの町の特徴でもある、各集落のむらづくり活動を支援し、活発化させることにより、豊かなコミュニティの形成を進めます。

文化振興の基本目標

優れた文化財や伝統文化に親しむ場、情報を得る場の拡充を図るため、甲良町歴史資料館の活用ならびに文化財の修復保全に努めます。

図書館は、町民と本との出会いを生みだし、本をとおして人とひとがつながり高めあう場となるよう努めます。また、小中学校において読書活動の推進に向け、よきアドバイザーとしての役割を果たします。

また、甲良町三大偉人を観光文化資源として活用し、地域の活性化を図ります。